

J Aバンク石川優遇プログラム規定

1. 内容

「J Aバンク石川優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、石川県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2. 対象

対象は当会とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3. 開始時期

本サービスは、当会所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当会所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4. 得点・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、毎月25日にステージを更新します。
- (2) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	給与振込として発信された、5万円以上の振込を受け取られていること	80
年金 自動受取	公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を直近3か月以内に受け取られていること	80
販売代金 自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として、発信された5万円以上の振込みを受け取られていること。	80
公共料金等 自動支払	電気・電話・ガス、水道及びNHK料金等を自動支払されていること（1項目毎に20点ずつ付与します）	20～100 (上限100)
J Aカード利用	J Aカードの利用代金または年会費が直近3ヶ月以内に当会の口座から自動支払されていること	20
貸出金利用	当会所定のローン（住宅・マイカー・教育・クローバ・カードローン等）を利用されていること。	20

- (3) 金利・手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

- (4) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	50点以上	100点以上

5. 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当会所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
A T M入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携A T M（※）において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。	—	1回 まで	3回 まで

※ 対象となるA T Mはセブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行となります。
 ※ A T M入出金手数料無料・個人I B振込手数料無料の対象口座は「当座一般、普通（一般・総合・営農）」となります。

6. 本支店間の得点引継ぎ

- (1) 支所等の廃止、統合等、当会の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。
- (2) お客様の都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれ

ない場合があります。

7. 変更・終了

- (1) 当会の都合により、事前に通知することなく本サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更することがあります。
- (2) 当会の都合により、事前に通知することなく本サービスを終了することがあります。
- (3) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ① お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ② お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合
 - ③ すでに利用されているローンを延滞されている場合
 - ④ 契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤ 得点対象取引の有無、残高等が、当会の責によらず確認できなかった場合
 - ⑥ 金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合
 - ⑦ その他当会が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8. 免責事項

災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を

負いません。

2024 年 7 月 16 日現在